

<法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2018年9月(2018.8.21~9.18)

法令情報

1. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令

<環境省令第18号>(2018.8.28公布、2018.10.1施行)

水質汚濁防止法では、湾等の閉鎖性の海域及びそこに流入する河川等の公共用水域を対象に、1日の平均的な排水量が50m³以上の特定の工場・事業場に対して、窒素・りん等に係る一般排水基準を適用しています。また、この基準に直ちに対応することが困難である**酸化コバルト製造業及び畜産農業等に**暫定排水基準を設定しています。今回、この暫定措置が期限を迎えるにあたり、期間が更新されると共に新たな排水基準値が設定されました。

該当業種の事業者からの排水に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105894.html>

2. 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第6条第2項及び第9条第2項の

規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数
<厚生労働・経済産業・環境省告示第12号>(2018.9.14告示、2019.1.1適用開始)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)では、化学物質による環境汚染を防止するため、新たな化学物質等の製造量又は輸入量に対して上限値を設ける規制(国内総量規制)を行っています。昨今、化学産業においては少量多品種の生産に移行し、新たな化学物質等の使用量が増えていることを踏まえ、2019.1.1に全面施行される改正化審法では、製造又は輸入に係る国内総量規制の基準が、実数量から環境排出量に変更されます。今回の告示では、製造又は輸入する実数量を**環境排出量**に換算する際に使用する用途別の排出係数が定められました。

新規化学物質等を製造・輸入する事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118060&Mode=3>

3. 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件

<環境省告示第77号>(2018.9.18公布、2019.4.1施行)

2か月前の意見募集2の告示が公布されました。環境基本法第16条に基づく土壌汚染に係る環境基準を定める物質に、「トランス-1・2-ジクロロエチレン」が追加されたほか、カドミウム等の**検液の作成方法の一部が見直されました。**

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105969.html>

一般情報

1. 環境経済観測調査(環境短観)2018年6月調査確報値の公表について (2018.8.24環境省)

環境省は、民間企業を対象に行った、環境ビジネス(環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用及び自然環境保全に寄与する製品・サービスを提供するビジネス)の景況感に関する調査結果を公表しました。環境ビジネスの業況DIは25(前回調査比+4)、特に地球温暖化対策分野は31(同+5)と好調さを維持する結果でした。また企業への質問で、現在発展している環境ビジネスは「省エネルギー自動車」、10年先に発展が見込まれる環境ビジネスは「再生可能エネルギー」が最も多い回答でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105875.html>

2. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による

2015年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2018. 8. 31 環境省)

環境省と経産省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果を公表しました。報告があった事業者数は、特定事業所排出者が 12,432 事業者(前年度比▲89)、特定輸送排出者が 1,353 事業者(同+1)でした。排出量の合計値は、6億9千万 t-CO₂(同▲1834万)と減少しました。また、特定事業所排出者の業種別では、製造業が5割を占めました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105805.html>

3. 「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」実施結果について (2018. 8. 24環境省)

2018. 6. 21と7. 7に実施された同キャンペーンの結果が公表されました。環境省は、両日の夜間、2時間の一斉消灯を呼び掛け、これに公共施設や企業の事業所等約4.4万施設が参加しました。結果、消費電力量の削減量は453MWhとCO₂排出削減量に換算して約232t-CO₂(1.9万世帯の1日分相当量)に達しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105836.html>

4. 全国の主要都市で、建築物省エネ法説明会を開催します (2018. 9. 18 国交省)

2017. 4より規制措置が施行された同法について、基本から知りたい方、省エネ基準への適合性判定及び省エネ計画の届出を行う申請者等を対象にした説明会を全国19か所で10/2～11/2の期間で開催いたします。参加費は無料です。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000822.html

5. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2018. 9. 3 環境省)

JX 金属苫小牧ケミカル株式会社の苫小牧地区の廃ポリ塩化ビフェニル汚染物/処理物の焼却施設が低濃度 PCB 無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105922.html>

6. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に

基づく再資源化事業計画の認定について (2018. 9. 7 環境省)

福島県の荒川産業株式会社が申請した、宮城・山形・福島・新潟の4県を収集区域とする再資源化事業計画が認定されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105929.html>

7. 2018年度 廃棄物エネルギーの地域での利活用促進に関する説明会

-第1期- の開催について (2018. 8. 21 環境省)

廃棄物処理法第5条の3に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」が今年6月に閣議決定され、気候変動対策に向けた廃棄物エネルギーの利活用に関する計画策定及び、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備などの方向性が打ち出されました。本説明会では本計画の内容に基づき、廃棄物エネルギーの利活用に係る各地域の先進的な取組事例等について民間事業者等を対象に紹介します。10～11月に全国7会場で開催されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105878.html>

8. 2018年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します (2018. 8. 24 厚労省)

厚労省は、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が、国民や取引先から注目される運動(安全プロジェクト)を行っており、その一環として、企業等における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全

コンクールを開催します。コンクールでは、労働災害防止のための安全活動の「見える化」の取組事例を募集し、広く国民から投票を募り、選考を行い優良事例を決定します。全業種が対象で応募作品は、2018.10.31まで募集しています。

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00976.html

意見募集情報

1. 容器保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見公募について (2018.9.14経産省)

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造、貯蔵等に関して規制し、爆発等による災害事故を未然に防ぐことを目的としています。今回、高圧ガス設備に求められる耐震設計基準等の性能規定化や水素燃料電池自動車のタンクに関する規制の見直しが行われ、第一種製造者は、大規模地震や津波に係る防災・減災対策について危害予防規定に定めること、水素燃料電池自動車の水素容器の耐圧試験等の国際ルールへの対応等の内容が盛り込まれます。経産省は同案に対する意見を2018.10.15まで募集しています。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118080&Mode=0>

公募情報

1. 日本健康会議において健康経営優良法人2019(中小企業法人部門)の申請受付が開始されました。

(2018.8.31経産省)

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組等をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。優良法人を「見える化」することで、社会的評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。本制度を運営する日本健康会議は、2019年度の中小企業法人部門の申請受付を開始し、2018.11.30まで受け付けています。

〈参考〉経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180831009/20180831009.html>

2. 2018年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(設備の高効率化改修支援事業)の4次公募について (2018.9.14環境省)

本事業は、民間企業等で使用されている熱交換器や蓄電池のセル等の設備を更新することによるエネルギー効率の改善とCO2の削減を目的としており、同設備の交換・追加等に必要な費用の一部を補助するものです。また使用中の照明器具のPCB使用に関する調査費、それをLED照明器具へ交換する費用の一部の補助についても公募しております。前者は2018.10.22まで、後者は2019.1.31まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105947.html>

以 上